

地域機関等におけるキャッシュレス決済を活用した指定納付受託業務 仕様書

この仕様書は、地域機関等において、クレジットカード、電子マネー及び二次元コード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により、申請手数料や利用料（以下、「手数料等」という。）を徴収し、会計管理課や地域機関に納付する業務（以下「納付業務」という。）において、必要となる要求事項をまとめたものである。なお、「納付業務」とは、地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託業務を指す。

1 納付業務開始日

令和8年1月19日（※現時点の予定）

2 決済端末利用期間

納付業務開始日～令和8年3月31日

※各年度の予算成立を条件に、令和10年度（～令和11年3月31日）まで利用を継続する予定（※状況によって令和11年度以降も利用を継続する可能性あり）

3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド及び対象となる手続き

- ・以下に記載した決済ブランドを必ず取扱うこととし、更に利用可能な決済ブランドがある場合には、企画提案書（様式2-2）にその内容を記載すること。
- ・事業者が利用可能な決済サービス・ブランド等を追加しようとする場合は、事前に群馬県（以下「県」という。）の承認を得ること。
- ・提案するブランドを取扱うために、群馬県が他の指定納付受託者との契約が必要となる場合は企画提案書（様式2-2）にその旨を記載すること。

<必ず取扱う決済ブランド>

①クレジットカード決済

- ・「VISA」「MasterCard」「JCB」

②電子マネー決済

- ・全国相互利用サービスを行っている交通系ICカード（Suica、PASMO、ICOCA）
- ・「楽天Edy」「iD」「QUICPay」

③二次元コード決済

- ・「PayPay」「d払い」「au PAY」「楽天ペイ」

4 納付業務の方法

- (1) キャッシュレス決済により徴収した手数料等については、県と受託者が協議して決定した日を締め日として集計し、翌月の末日までに各指定口座に振込により納付するこ

と。手数料等は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、利用者が選択する支払方法の種類を問わず一括での納付とする。

なお、徴収した手数料等を振り込む際の手数料は指定納付受託者の負担とすること。

(2) 月ごとのキャッシュレス決済により徴収した手数料等の内訳明細及び取扱手数料の明細は納付日の5営業日前までに、オンライン又は郵送により会計管理課担当者及び各地域機関へ通知、若しくは県が確認できるようにすること。

(3) (1) における納付は一者の事業者で行われることが望ましいが、複数の事業者で行われる場合、あらかじめ企画提案書(様式2-5)にその旨を申し出ること。

5 納付業務に伴う取扱手数料

(1) 納付業務に伴う決済の取扱手数料は、徴収した手数料等から取扱手数料を差し引いて納付する。若しくは請求書により支払いを行う。

(2) 取扱手数料はブランド毎に計算することとし、納付毎の手数料等の合計額に企画提案書の手数料率を乗じた金額とする。なお、1円未満の端数がある時は、原則としてその端数金額を切り捨てるものとする。

6 決済端末の設置

(1) 地域機関等の受付窓口、次のとおり決済端末を1台ずつ設置すること。なお、設置場所が変更となる場合は、県から受託者に対して通知するものとする。

所属名	住所	条件
会計管理課	前橋市大手町 1-1-1	可搬式・有人タイプ (キャッシュレスのみ利用) ※予備機として活用
ぐんま天文台	吾妻郡高山村大字中山 6860-86	可搬式・有人タイプ (キャッシュレスのみ利用)
土屋文明記念文学館	高崎市保渡田町 2000	
警察本部会計課	前橋市大手町 1-1-1	
警察本部鑑識課	前橋市元総社町 535-1	
前橋警察署会計課	前橋市総社町 1-9-3	
前橋東警察署会計課	前橋市天川大島町 1-8-1	
高崎警察署会計課	高崎市台町 4-3	
高崎北警察署会計課	高崎市箕郷町上芝 349-1	
藤岡警察署会計課	藤岡市藤岡 1683-1	
富岡警察署会計課	富岡市富岡 1198	
安中警察署会計課	安中市原市 707-2	
伊勢崎警察署会計課	伊勢崎市鹿島町 534-1	

太田警察署会計課	太田市鳥山下町 400-5	可搬式・有人タイプ (キャッシュレスのみ利用)
大泉警察署会計課	邑楽郡大泉町朝日 2-27-1	
館林警察署会計課	館林市赤生田町 1828-2	
桐生警察署会計課	桐生市清瀬町 1-16	
渋川警察署会計課	渋川市行幸田 351-1	
沼田警察署会計課	沼田市上原町 1738-1	
吾妻警察署会計課	吾妻郡東吾妻町大字原町 21-1	
長野原警察署会計課	吾妻郡長野原町長野原 1520-4	

- (2) 原則として「1 納付業務開始日」までに、決済端末等を利用して「3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド及び対象となる手続き」に規定する決済サービス・ブランド等で決済できるよう、あらかじめ必要な設定を行うこと。

7 決済端末・レジ機能等の条件

(1) 決済端末の規格

- ・「3 キャッシュレス決済で取り扱うブランド及び対象となる手続き」に記載した決済ブランドの利用が可能であること。
- ・接触 IC カード、磁気カード、電子マネー、PIN 入力装置が一体となった端末（各装置が接続されているものを含む）とし、他ブランドとの共用が可能なものであること。
- ・二次元コード決済は利用者提示型であること。
- ・決済端末等を利用して決済したデータは、レジ及び取引実績のデータ還元サービスのシステムに送信すること。
- ・カード決済承認票が、用紙に必要な枚数印字出力されること。また、決済が承認されていることが容易に確認できること。
- ・日計表がレシート用紙に印字出力できること。
- ・決済端末等またはデータ還元サービスのシステムにおいて、過去の決済情報の確認や決済情報の集計ができること。
- ・PCIDSSv4.0.1 に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であり、セキュリティとして PCIPTS (PIN Transaction Security) 認定を取得していること。なお、端末の使用期間中は、PCIDSS の更新を行い、有効なバージョンを保つこと。

※PCIDSS : Payment Card Industry Data Security Standard

- ・契約期間中に法規則、セキュリティ基準等の改訂等があった場合には、これらに対応すること。
- ・決済端末に通信回線機能が敷設されている場合は、その旨企画提案書（様式 2 - 3）に記載すること。

(2) レジ及び取引実績のデータ還元サービス（以下「レジ機能」という。）の規格

①納付額の計算

- ・決済端末本体(※)で手数料等の区分等を指定することにより、納付内容を選択し、納付額が計算できること。

※タブレットと無線通信による外付け読取機による機器構成も可とする。

②納付情報の管理

- ・パソコン(Microsoft Windows)からインターネットを通じて、全ての決済サービス・ブランド等を確認でき、かつ決済に関する取引履歴の確認、集計、CSV 形式で日計表や指定した期間におけるデータの出力が可能であること。
- ・決済データをバックアップとして最低 180 日間保管すること。

(3) 費用負担及び請求

＜本調達の対象経費＞

- ・契約期間（契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）に要する費用を表すこととする。なお、各年度の予算成立を条件に、令和 1 0 年度（～令和 1 1 年 3 月 3 1 日）まで利用を継続する予定であるため、各年度に要する費用（見込み）についても企画提案書（2－6）に記載すること。
- ・原則として決済端末及び決済端末の設置設定費用、保守費用、その他の費用（以下「諸経費」という。）は、決済端末費用及び取扱手数料に含むものとする。
- ・諸経費や周辺機器の費用が別途掛かる場合は企画提案書（様式 2－6）に詳細を示すこと。
- ・消耗品費、通信回線敷設費用及び通信料金は、県の負担とする。
- ・受託者に対する決済手数料等の支払方法について、企画提案書（様式 2－5）にその内容を記載すること

(4) サポート

- ・決済端末等やレジ機能の障害、故障等に関して、問合せ可能なヘルプデスクが設置されていること。
- ・金額の入力間違い等によるクレジットカード等使用者への訂正については、ヘルプデスク等での取り消し処理等に関する支援を受けられること。
- ・決済端末の予備機 1 台を確保し、県（会計管理課）で保管できるようにすること。なお、予備機に要する費用は、初期費用に含めるものとする。
- ・予備機については、すぐに利用できるようにあらかじめ必要な設定等を行うこと。
- ・決済端末等（予備機含む）の保守管理を行うこととし、必要な保守管理費用を企画提案書（2－6）に記載すること。なお、決済端末等に故障等が生じた場合、その原因に応じて次のとおり対応すること。

①故障等の原因が県又は利用者等の責めに帰す場合：保守管理費用とは別に有償による修理対応等を行う。

②故障等の原因が県又は利用者等の責に帰さない場合：保守管理費用の中で修理対応等を行う。

(5) その他

- ・利用者に対し、クレジットカード等での支払いが可能であることを案内するため、取扱ブランドのアクセプタンスマークを掲示できるよう対応すること。

8 研修の実施、マニュアルの提供

- (1) 業務実施時期前に実機による操作説明会を実施すること（対面又はオンライン）。
- (2) 決済端末及びレジ機能の設定方法については(1)の前に研修を1回実施すること。
- (3) 決済端末及びレジ機能の基本操作、設定変更方法などの操作手順を記載した汎用マニュアルを提供すること。

※(1)及び(2)について、その詳細を企画提案書（様式2-7）に記載すること。

9 決済端末等運用条件

- (1) 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- (2) 決済金額が確認でき、カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- (3) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、十分な防止対策を講じていること。
- (4) 収納情報データを蓄積し、随時、発注者に情報提供することが可能であること。
- (5) 個人情報の保持に関する規定があり、対策が徹底されていること。

10 個人情報の保護及び情報セキュリティポリシーの遵守

- (1) 本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために機密保持契約等必要な措置をとるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法を遵守すること。
- (3) クレジットカード等個人情報について、契約期間及び契約終了後であっても保管・管理に万全を期し、漏えい防止のため適切な措置を講ずること。

11 帳簿等の保存及び検査

(1) 帳簿等の保存

地方自治法第231条の2の6第1項に規定する帳簿を保存すること。なお、保存期間は翌年度4月1日から起算して5年間とする。

(2) 立入検査

県は、必要があると認めるときは、地方自治法第231条の2の6第3項の規定により必要に応じて検査員を派遣し、上記の帳簿等について検査することができるものとする。

12 その他

- (1) 県は、県が認めた団体に対して端末を貸し出すほか、併せて当該端末の操作等を委託することができるものとする。
- (2) 本業務は、地方自治法に規定する指定納付受託者制度に基づき運用する。
- (3) 受託者は、本業務の履行を第三者へ委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面にて申請し、県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、会計管理課及び各地域機関と指定納付受託者で協議のうえ決定する。